


仙台市のホームページからも申告書が作成できます（税額の試算も可能です）
※医療費控除の明細書などは仙台市ホームページの「申請書・届出書様式のダウンロードサービス」からダウンロードできます。

仙台市ホームページ <https://www.city.sendai.jp/>
市県民税 税額試算・申告書作成コーナー



○氏名、フリガナ、生年月日、職業、電話番号を記入してください。
○住所の上段に現住所を、下段に令和6年1月1日現在の住所を記入してください。
○個人番号（マイナンバー）の記入について
・申告書には、申告者本人、控除対象（同一生計）配偶者、扶養親族及び事業専従者の個人番号の記入が必要です。
・申告書の提出時には、表紙の「申告書作成の際に必要なもの」⑩に記載されている申告者本人の個人番号確認書類及び本人確認書類を提示するか、コピーを添付してください。
・控除対象（同一生計）配偶者や扶養親族の個人番号については、上記の確認書類や確認物の提示は不要です。

所得の種類

事業	営業等	卸売業、小売業、飲食業、製造業、修繕業、サービス業、医師、弁護士、保険外交員、ホステス等の事業等から生ずる所得。
農業	田・畑での農産物生産、家畜の飼育から生ずる所得。	
不動産	家賃・地代等の賃料、不動産貸付の権利金・礼金等の所得。	
利子	公社債、預貯金の利子、公社債投資信託等の収益の分配による所得。ただし、所得税で源泉分離課税された利子所得については申告不要です（総合課税されません）。	
配当	法人から受ける利益の配当、剰余金の分配（出資に係るものに限る）、基金利息並びに投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用信託を除く）、特定受益権発行信託の収益の分配に係る所得。	
給与	給料（アルバイト代・パート代含む）、賃金、賞与等の合計額。 ※給与所得を求める際には、必要経費に代えて、収入金額に応じ一定の率が「給与所得控除」として控除されます。裏面の「給与所得の計算表」により計算してください。	
雑業務	作家以外の方の原稿料・講演料等の副収入による所得。	
その他	個人年金等、他の所得及び上記「公的年金等」「業務」のいずれにも該当しない所得。	
総合譲渡・一時	(1) 譲渡所得 土地・建物以外の資産の売却等による所得。 (2) 一時所得 賞金・懸賞・当選金等による一時的所得。	

※給与所得、公的年金等の雑所得、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者（特別）控除、基礎控除、雑損控除、医療費控除については裏面の計算表により算出してください。

★寡婦、ひとり親もしくは障害者に該当する方で、令和5年中の合計所得金額が135万円以下の場合、非課税となりますので申告をお忘れなく!!

申告書裏面の記載について

「6 給与所得等の内訳」、「7 事業・不動産の所得に関する事項」、「8 配当所得に関する事項」、「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」、「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」、「11 事業専従者に関する事項」、「12 別居の扶養親族等に関する事項」、「13 寄附金に関する事項」、「14 事業税に関する事項」、「15 所得金額調整控除に関する事項」のいずれかに該当する場合は、必要事項をご記入ください。

所得控除金額の内訳記載省略について

所得税において年末調整で適用を受けた下記の所得控除がある方で、金額に変更がない場合は、対応する控除について内訳の記載を省略することができます。

- ・社会保険料控除 ・小規模企業共済等掛金控除 ・生命保険料控除 ・地震保険料控除 ・寡婦控除 ・ひとり親控除
- ・勤労学生控除 ・障害者控除 ・配偶者控除 ・配偶者特別控除 ・扶養控除 ・基礎控除

申告書の書き方

06と記入してください。

令和06年度 市民税・県民税申告書

提出年月日	年 月 日	フリガナ	アオバ シゲル	個人番号	123456789012						
氏名				青葉 茂	生年月日	明・大・昭 平・令	35年01月16日	職業	会社員		
(あて先)仙台市長				(現住所)	仙台市 青葉区 上杉一丁目5番ノ号	電話番号				225-7211	
				(1月1日現在) ※現住所と同じ場合は「同上」に☑してください。	代理申告者記入欄	(氏名) (続柄)				青葉 愛子 妻	
				住所		[☑] 同上				仙台市 区	
				○申告者本人以外の方（同居の親族を含む代理人）が申告会場等で申告書を作成し提出する場合は、申告者本人の本人確認書類のほか、委任状や代理人の本人確認書類が必要です。 ○委任状は、仙台市ホームページから様式をダウンロードできます（任意の書式でも構いません）。							
1 収入金額等	事業	営業等	ア								円
	不 動 産	ウ		6,000.00							円
	配 当	オ								円	
	給 与	カ		4,000.00							円
		公的年金等	キ								円
		雑 業 務	ク								円
		そ の 他	ケ								円
		短 期	コ								円
		長 期	サ								円
		一 時	シ								円
2 所得金額	事業	営業等	①								円
	不 動 産	③		1,800.00							円
	利 子	④								円	
	配 当	⑤								円	
	給 与	⑥		2,760.00							円
		公的年金等	⑦								円
		業 務	⑧								円
		そ の 他	⑨								円
		⑦から⑨までの計	⑩								円
		総合譲渡・一時	⑪								円
		合計(①から⑥までの計+⑦+⑩)	⑫	2,940.00							円
4 所得控除金額	社会保険料控除	⑬		3,127.00							円
	小規模企業共済等掛金控除	⑭								円	
	生命保険料控除	⑮		684.00							円
	地震保険料控除	⑯		1,335.00							円
	寡婦・ひとり親控除	⑰⑱								円	
	勤労学生・障害者控除	⑲~⑳		530.00							円
	配偶者(特別)控除	㉑~㉒		3,300.00							円
	扶養控除	㉓		7,800.00							円
	基礎控除	㉔		4,300.00							円
	⑬から⑳までの合計	㉕		2,464.45							円
	雑損控除	㉖								円	
	医療費控除	㉗		8,260.00							円
	合計(㉕から㉗までの計)	㉘		2,472.71							円

5 給与所得及び公的年金等以外の所得に係る市民税・県民税の納税方法

給与から差引き（特別徴収） 自分で納付（普通徴収）

【納付方法に関する事項】

①給与から差し引き（特別徴収）を選択した場合
給与及び公的年金等※以外の所得に係る税額についても毎月の給与から差し引きて徴収します。
②自分で納付（普通徴収）を選択した場合
給与及び公的年金等※以外の所得に係る税額については、市役所から送付する納税通知書により金融機関等で納付いただきます。
※当該年度の4月1日において65歳未満の方は、給与以外の所得が対象となります。

[令和5年1月1日から12月31日までの所得金額などについてご記入ください。]

代理申告の場合は、代理申告者の氏名及び続柄を記入してください。

【13社会保険料控除】
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、社会保険・厚生年金・雇用保険等の保険料の令和5年中に支払った金額。

【14小規模企業共済等掛金控除】
小規模企業共済法に基づく第一種共済掛金、確定拠出年金法に規定する年金加入者掛金、及び心身障害者扶養共済掛金の令和5年中に支払った金額。

【15生命保険料控除】
生命保険契約や生命保険共済等の保険料を支払った場合。

【16地震保険料控除】
地震保険料等を支払った場合。

【17寡婦控除(令和5年12月31日現在)】
「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる方（令和5年中の合計所得金額が500万円を超える場合及び事実上婚姻関係と同様の事情であると認められる方がいる場合を除く）。
①夫と死別した方または夫の生死が明らかでない方
②夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる方

【18ひとり親控除(令和5年12月31日現在)】
生計を一にする子（総所得金額等48万円以下）を有する婚姻していない方（令和5年中の合計所得金額が500万円を超える場合及び事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいる場合を除く）。

【19勤労学生控除(令和5年12月31日現在)】
大学・各種学校等の学生または生徒で、自己の勤労に基づく給与所得等があり、かつ令和5年中の合計所得金額が75万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下の方。

【20障害者控除(令和5年12月31日現在)】
①身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方
②障害者控除対象者認定書の交付を受けている方
※介護を要する65歳以上の高齢者で、要介護認定を受けている方や、寝たきりの方などの場合は、区役所等の障害高齢課へ申請し、障害者控除対象者認定書の交付を受けることが必要となります。
③常に床に就いていることを要し、複雑な介護を要する方
※上記に該当する方で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、障害者控除対象者認定書（特別障害者）の方等は特別障害者、その他の障害の方は普通障害者となります。

【21配偶者控除】
あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下（※）で、令和5年12月31日現在（年の途中で死亡した場合はその時点）あなたと生計を一にしていた配偶者のうち、令和5年中の合計所得金額が48万円以下の方で、
①老人……昭和29年1月1日以前に生まれた方（70歳以上）
②一般……①以外の方
※配偶者を扶養している場合は「同一生計配偶者」となりますが、あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合には配偶者控除の適用はなくなり、「同一生計配偶者」が障害者控除の要件を満たす場合には障害者控除の適用が受けられます。

【22配偶者特別控除】
あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下のとき配偶者の所得に応じて計算します。

【23扶養控除】
令和5年12月31日現在（年の途中で死亡した場合はその時点）あなたと生計を一にしていた親族（配偶者を除く）のうち、令和5年中の合計所得金額が48万円以下の方で、
①老人……昭和29年1月1日以前に生まれた方（70歳以上）
②同居老親等……老人扶養親族があなたやその配偶者のいずれかと同居しており、そのいずれかの直系尊属である方
③特定……平成13年1月2日以後平成17年1月1日以前に生まれた方（19歳以上23歳未満）
④一般……平成17年1月2日以後平成20年1月1日以前に生まれた方（16歳以上19歳未満）及び昭和29年1月2日以後平成13年1月1日以前に生まれた方（23歳以上70歳未満）

【26雑損控除】
災害や盗難、横領により住宅や家財等に損害を受けた場合。

【27医療費控除】
①医療費控除（控除限度額200万円）
あなたやあなたと生計を一にしていた配偶者その他の親族のために令和5年中に病院等に支払った治療費、医薬品の購入代、看護師、助産師等への支払費用や通院に要した費用の合計額が、10万円または申告書㉔の金額の5%のいずれか少ない方の金額を超える場合。
②セルフメディケーション税制による医療費控除の特例（控除限度額8万8千円）
健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取り組み（特定健康診査、予防接種、定期健康診断（事業主健診）、健康診査、がん検診のいずれか）を受けている者が、あなたやあなたと生計を一にしていた配偶者その他の親族のために令和5年中に支払ったスイッチOTC医薬品の購入費が1万2千円を超える場合。
※①と②の適用は選択制であり、いずれか一方のみ適用されます。
※領収書の提出は不要です。必ず明細書を作成してください。